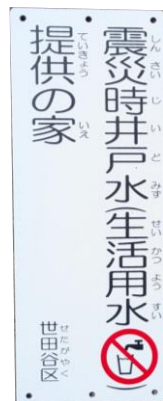


地域のために ご自宅の井戸を役立てませんか？

世田谷区

震災対策用井戸 補助制度のご案内

災害時に、生活用水として井戸水を
提供していただける井戸
（「震災対策用井戸」）を募集しています。



対象となる井戸

世田谷区内にある井戸で、

- 現在、井戸として使用していて、今後も引き続き井戸として使用を予定している井戸

または、

- 現在は井戸として使用していないが、ポンプの設置や井戸の修理を行って、使用する予定がある井戸

「震災対策用井戸」として指定を受けることで、以下の補助を受けられます
※詳細は裏面をご覧ください

補助制度の概要

- 補助対象：「震災対策用井戸」として指定されている井戸
- 補助内容：ポンプの設置または井戸の修理費用の補助
（上限10万円。100円未満切り捨て）



世田谷区
SETAGAYA CITY

「震災対策用井戸」登録・指定の流れ

①指定申請書の提出

以下についてご承諾いただいた上で、「世田谷区震災対策用井戸指定申請書」をご提出ください。

- ☐ 震災等の災害時に地域住民に井戸水を提供すること。
 - ☐ 井戸の場所を近隣に周知するため、周囲から見やすい場所に「震災時井戸水提供の家」の看板(プレート)を掲げること
 - ☐ 井戸の水質検査の結果について、区から町会長・自治会長へ通知すること
 - ☐ 防災マップ等に、指定井戸の所在地、管理者(所有者)の住所・氏名の情報を掲載すること
 - ☐ 防災を目的として活動する区民に指定井戸の所在地、管理者(所有者)の住所・氏名の情報を提供すること。
 - ☐ 指定井戸の水質検査のため、区が委託する水質検査の業者に指定井戸の所在地、管理者(所有者)の住所・氏名の情報を提供すること。
- ※ 水質検査は隔年で実施します。

②現況確認

区担当者が、井戸の現況確認にお伺いします。

③指定可否通知

区から「世田谷区震災対策用井戸指定可否決定通知書」をお送りします。
「震災時井戸水提供の家」のプレートをお渡しするので、
周囲から見えやすい場所に掲示してください。

申請書は区のホームページへ

※検索メニューからページID「625」で検索
/ ページIDから探す

625

検索



補助金の交付申請の流れ

(事前相談)

補助金は年度ごとの予算の範囲内で交付しています。
申請前に区担当課へご相談いただくことをおすすめします。

①補助金交付申請書兼請求書の提出

【提出書類】

- ☐ 補助金交付申請書兼請求書
- ☐ ポンプ設置や井戸修理の施工業者が発行した領収書・内訳書のコピー
(ご自身でポンプ設置や井戸修理を行った場合は、必要経費を証明できる領収書のコピーなど)
- ☐ 補助金振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー

【提出期限】

ポンプ設置・井戸修理が完了した日から1箇月後まで

②区による審査

書類審査と合わせて、必要に応じて、現地確認します。

③補助金交付可否決定

区から「補助金交付・不交付決定通知書」をお送りします。

④補助金振込

区から補助金交付申請書兼請求書に記載の口座に補助金を振り込みます。

※「震災対策用井戸」の
指定を受けている井戸が
対象です

申請書は区のホームページへ

※検索メニューからページID「626」で検索
/ ページIDから探す

626

検索



●お問い合わせ・申請先

	電話	FAX
世田谷総合支所地域振興課	地域振興・防災担当 03-5432-2831	03-5432-3032
北沢総合支所地域振興課	地域振興・防災担当 03-5478-8028	03-5478-8004
玉川総合支所地域振興課	地域振興・防災担当 03-3702-1603	03-3702-0942
砧総合支所地域振興課	地域振興・防災担当 03-3482-2169	03-3482-1655
烏山総合支所地域振興課	地域振興・防災担当 03-3326-9249	03-3326-1050